

【表紙】

| | |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年6月26日 |
| 【会社名】 | 浜井産業株式会社 |
| 【英訳名】 | HAMAI CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 井上 忠 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区西五反田五丁目5番15号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長井上 忠は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制の運用は、その目的達成にとって絶対的なものではなく、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、内部統制の評価を実施いたしました。

当社は、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制評価の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定しております。

さらに具体的には当該業務プロセスに関する社内規程との照合、内部統制に関する適切な業務担当者への質問、観察、及び内部統制の実施記録の検証等の手続の実施を通して、当該内部統制上の要点の整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を評価範囲といたしました。

また、当該評価範囲の決定にあたっては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

重要な事業拠点の選定にあたっては、当社は1つの工場で1つの事業(工作機械製造販売)を行っており、特に事業拠点を選別せず、全体を対象といたしました。

また、事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。